

## IV 施策の方向

本県農業の目標を実現するため、施策の方向や重点的に取り組む推進事項、数値目標、平成23年度から26年度までの4年間の工程表等を示します。

### 1 未来を支える多様な担い手づくり

本県農業は、近年、農家数の減少や農業従事者の高齢化に伴う、耕作放棄地の増加、農業生産活動の低下等、多くの課題を抱えています。

こうした中、農業への関心の高まりを反映し、雇用就農を含め新規就農者が増加傾向にあり、また、経営の効率化を目指した法人の設立や、多様なニーズを持った企業の農業参入が進んでいます。

そこで、本県農業が将来にわたって持続的に発展していくには、このような農業への追い風を的確に捉え、農家子弟や農業に関心を持つ若者の就農、農業法人等への雇用就農を促進するとともに、本県の中核的な担い手として認定農業者や農業生産法人の育成、企業の農業参入を推進します。

また、家族経営を担っている農村女性や定年帰農者等の活動の促進に加え、地域の状況に応じた農作業受託組織の育成等、本県農業の未来を支える多様な担い手づくりを進めます。

#### 【数値目標】

項目	単位	基準(H18)	現状(H22)	目標(H26)
年間新規就農者数 ※1	人	71	185	250
農業生産法人数	法人	50	105	140
認定農業者数	経営体	2,179	2,760	3,000
大規模農業経営体育成数 ※2	経営体	7	17	25
農業参入企業の数	経営体	19	52	100
企業の農園づくり実施企業数 ※3	社	—	10	50
担い手への農地の集積率 ※4	%	21	25	30
農村女性の起業グループ数	グループ	40	43	50

※1 年間新規就農者数の現状(H22)及び目標数値(H26)は、新規自営就農者数＋新規雇用就農者数

※2 大規模農業経営体：経営規模10ha、又は農業生産額1億円以上を目指す経営体

※3 企業の農園づくり：農業・農村を社会貢献や社員教育、福利厚生の場として活用する企業の取組

※4 農地の集積率：効率的かつ安定的な農業経営者の経営面積が、当該地域において利用されている農用地面積に占める割合

## (1) 新規就農者の確保・育成

本県の農業を支える担い手を確保・育成するには、若年層を対象に農業や農村への理解を深めるとともに、農家の子弟に加え、IターンやUターン、農外からの意欲ある新規就農者、さらには定年退職者等も含めた幅広い人材を対象とした確保・育成対策が必要です。

このため、県就農支援センターの就農相談や農業大学校における研修教育等の充実、農業者と一体となった就農定着支援対策の強化を図ります。

### ① 就農誘導対策の充実

- 県就農支援センターにおいて、就農に関する研修や農地、住宅、資金等の情報提供を行うとともに、就農支援マネージャーによる県内外での相談会の開催等、就農相談活動を展開します。
- 農業法人等への雇用就農を促進するため、就農支援センターが求人情報の提供など無料職業紹介業務を行います。
- 農業大学校の教育をより効果的に進めるため、農業系県立高校との交流連携を進めます。また、農業者として必要な実践能力を養成するため、ほ場における実習や先進農家での派遣実習等の充実を図ります。
- 農業経験の浅い就農希望者等のニーズに対応するため、農業大学校において、実践的な短期研修ができる「就農トレーニング塾」を実施します。
- 農業大学校において、職業として農業を希望する離職者や転職者等を対象とした職業訓練を実施します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 就農支援センターによる県内外での相談活動の実施	10回	10回	10回	10回	関連する数値目標 ・年間新規就農者数
○ 就農トレーニング塾の実施	4講座	4講座	実施		
○ 農業大学校における職業訓練の実施	50名	50名	50名	50名	

### ② 就農定着支援対策の強化

- 農家子弟や新規参入者が、先進農家等のアグリマスターの下で、生産から流通、販売までの一貫した研修を受けることができる就農定着支援制度により、スムーズな就農を推進します。
- 本県での就農や農業法人への就業を目指す都市住民等の農業生産活動や地域活動を支援します。
- 農務事務所ごとに、市町村、JA等の協力を得て設置したニューファーマー応援チームによって、新規就農者が担い手として地域に定着するまで、生産技術や農地、住宅、資金等に関する支援を行います。
- 就農時の初期投資の軽減を図るため、就農支援資金等の活用を促すとともに、市町村等と連携を図り、就農に必要な農業機械や施設の確保を支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 就農定着支援制度の推進	→	→	→	→	関連する数値目標 ・年間新規就農者数
	→	→	→	→	
アグリマスターの委嘱、活動支援	→	→	→	→	
研修生の就農定着に向けた支援 25名	→	25名	支援	→	
○ 都市住民等の県内での就農・定着支援	→	→	→	→	
	→	→	→	→	
研修生40名	→	支援	→	→	
○ ニューファーマー応援チームによる活動支援	→	→	→	→	
	→	→	→	→	
4チーム	→	4チーム	4チーム	4チーム	
○ 就農支援資金等の活用、機械等整備、ほ場の整備への支援	→	→	→	→	
	→	→	→	→	
随時	→	→	→	→	

## (2) 企業的経営の推進

本県農業の中核を担う経営体として引き続き認定農業者を育成するとともに、効率的な経営により持続的、発展的な農業の展開が期待できる農業生産法人や大規模農業経営体の育成等を進め、このような担い手への農地の流動化を促進します。

また、農業を新たなビジネスチャンスの中核として捉え、農業生産に本格的に参入しようとする企業や、農業・農村を社会貢献活動や福利厚生の中核として利用しようとする企業など、企業の多様なニーズに応じた支援を実施します。

### ① 認定農業者の確保・育成

- 認定農業者を一層確保するため、市町村、農業団体等と連携し、意欲的な農業者の経営改善計画の樹立を指導します。
- 認定農業者の経営改善に向けて、改善目標に合った優良品種や高度な生産技術の導入、農地の利用集積、制度資金や補助事業の活用等のフォローアップを強化します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 経営改善計画の樹立指導	→	→	→	→	関連する数値目標 ・認定農業者数
	→	→	→	→	
60経営体	→	60経営体	60経営体	60経営体	
○ 認定農業者の経営改善に向けた支援	→	→	→	→	
	→	→	→	→	
支援	→	→	→	→	

## ② 経営の法人化と大規模農業経営体の育成

- 経営の法人化や規模拡大、6次産業化等、企業的経営に取り組む経営体の支援を強化します。
- 経営規模10ha、又は生産額1億円以上の大規模農業経営体を育成するため、プロジェクトチームにより、技術及び経営の向上、農地の集積等に取り組む法人に対して重点支援を実施します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 経営の法人化、規模拡大、6次産業化等への支援	→	→	→	→	関連する数値目標 ・農業生産法人数 ・大規模農業経営体育成数
	法人化支援チームによる支援 8法人	8法人	8法人	8法人	
○ 大規模農業経営体等の育成支援		→	→	→	
		4法人	支援		

## ③ 企業の多様なニーズに応じた農業参入の促進

- 本格的な農業参入を志向する企業の誘致を進めるため、企業訪問、参入セミナー、個別相談等を通じて、参入時に必要な情報等を提供するとともに、生産技術の習得、資金利用等を支援します。
- 参入予定企業に対しては、市町村・農業委員会等と連携して、営農計画の策定時から、計画の実現性や営農の継続性について指導・助言を行いながら、農地のあっせん、農道やほ場の基盤整備等を支援します。
- 農業・農村を社会貢献や社員教育、福利厚生の中場として活用しようとする企業の取組(企業の農園づくり)を支援するため、企業を受け入れる農村地域の育成やマッチングを推進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 参入希望企業への訪問、参入相談の実施	→	→	→	→	関連する数値目標 ・農業参入企業の数 ・企業の農園づくり実施企業数
	40社	支援			
○ 経営安定に向けた参入企業への支援	→	→	→	→	
	15社	定着支援			
○ 企業の農園づくり相談の実施	→	→	→	→	
	50社	計画作成支援			
○ 農園づくり希望企業と農村地域のマッチング	→	→	→	→	
	10件	活動支援			
○ 農地のあっせん、基盤整備等の支援	→	→	→	→	
	随時				

### (3) 担い手への農地集約化の促進

農業従事者の高齢化が進行する中、営農の継続が困難となる農地の発生が懸念されています。

一方、新規就農者や参入企業など、新たな担い手の数は増加しつつありますが、これらの担い手に対して必要な農地が十分に貸し出されていない状況が見られることから、貸し手の負担の軽減や貸し手と借手とを結びつける仕組みづくり等、農地利用集積が容易となる環境を整備し、農地の集約を推進することが急務となっています。

このため、農地集約化の推進体制を構築する中で、事業制度の周知・啓発や推進団体等の支援を行い、農地の集約化を促進します。

#### ① 多様な担い手への農地利用集積の促進

- 農地の貸借意向調査に基づく農地情報を希望者へ迅速に提供できるよう、農地の各種情報を地図上に一元化した農地情報に関係機関で共有する取組を支援します。
- 多様な担い手が農地を集約する際の営農条件を改善するため、担い手の意向に応じた簡易な基盤整備や、農地法改正に伴い新規に参入する法人の施設等の整備に対し支援します。
- 農業経営基盤強化促進法の改正により創設された農地利用集積円滑化事業の効率的な推進を図り、農地所有者が貸しやすく、担い手が借りやすい農地集約化を支援します。
- 農地のあっせんや基盤整備等、多岐にわたる施策を円滑に進めるため、市町村や農業委員会、県農業振興公社等の関係機関と連携して、農地集約化に向けた体制整備と体質強化を図ります。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 農地情報の一元管理と活用促進	→	→	→	→	関連する数値目標 ・担い手への農地の集積率
○ 農地を集約するための基盤整備等への支援	→	→	→	→	
○ 農地利用集積円滑化団体の設置及び事業推進支援	→	→	→	→	
○ 農地集約化に向けた推進体制の整備と体質強化支援	→	→	→	→	
	活用促進				
	支援				
	円滑化団体の設置・支援				
	体制整備・支援				

## (4) 地域を支える営農活動の促進

本県の農業では、女性農業者や定年帰農者等が農業生産や地域活動において重要な役割を担っており、今後もそれぞれの持つ能力を発揮できるように支援していくことが必要です。

また、各地域における生産活動の強化を図る上で、地域の状況に応じた生産者組織等の育成が必要です。

このため、農村女性による起業等の活動の促進、農業者組織や定年帰農者等への技術指導、農作業受託組織の育成を推進します。

### ① 農村女性の経営参画の推進

- 家族経営協定の締結や女性認定農業者の育成等により、農村女性が農業経営や地域活動に参画できる環境づくりを推進します。
- 専門家による指導等を通じて、モデル起業グループによる直売や農産物加工品開発等の6次産業化を支援し、農村女性グループの経営改善や起業を推進します。
- 農村女性を対象として、栽培技術や経営管理能力の向上等に向けた研修会を開催するとともに、全国的に活躍する農村女性等との交流を通じて、女性リーダーの育成を図ります。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 家族経営協定の締結支援	→	→	→	→	関連する数値目標 ・農村女性の起業グループ数
	10件	10件	10件	10件	
○ 農村女性グループの事業改善への支援	→	→	→	→	
	4グループ	4グループ	支援		
○ 交流会や研修会等による女性活動への支援	→	→	→	→	
	2回	2回	支援		

### ② 定年帰農者等の活動促進

- 退職後に本格的な就農を目指す者や、自分の能力に応じて農作業に従事しようとする兼業農家等を対象に、能力に応じた技術講習会等を行います。
- 農業者の作業中の安全を確保するため、農作業の安全研修会の開催等、地域における取組を促進します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 兼業農業者等を対象とした技術講習の実施	→	→	→	→	
	2地区	2地区	2地区	2地区	
○ 農作業安全研修会の開催	→	→	→	→	
	4回	4回	4回	4回	

### ③ 地域の農業を支える農業者組織等の育成

- JA等と連携する中で、農業後継者グループの育成・支援を図るとともに、JAの生産部会等、地域の農業者組織への技術支援を強化します。
- 果樹産地における農作業の受委託を推進するため、農業者組織等との話し合いや情報交換を重ね、ほ場整備や団地化等の取組を進めるとともに、地域の状況に応じた受託組織であるJAの農地活用サポートセンター等の育成を促進します。
- 水田を中心とした作業受託を行う法人等、地域農業の担い手を育成するとともに、法人への農地集積等を促進します。
- 自給飼料作物の増産体制を確立し、畜産経営の安定を図るため、自給飼料の生産に係る作業受託組織等の活動を支援します。

内 容	H23	H24	H25	H26	備 考
○ 果樹産地における作業受託の推進	→ 実施	→	→	→	
○ 水田フル活用に取り組む法人の育成支援	→ 1法人	→ 1法人	→ 1法人	→ 1法人	
○ 飼料生産受託組織(コントラクター)の活動支援	→ 2地区	→ 2地区	→ 2地区	→ 2地区	

